

# 令和5年度(2023年度) 介護サービス事業者等(居宅介護支援) に対する集団指導

## 【対象サービス】

居宅介護支援

指定介護機関

居宅介護支援について、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けたもの

あなたのみちを、  
あるけるまち。  
八王子

# 令和4年度(2022年度)集団指導のアンケート結果から

【条例等の改正点等についての解説に対する要望】

～令和6年度(2024年度)から義務化される事項について～

1. 業務継続計画(BCP)の策定
2. 感染症の防止及びまん延の防止のための措置
3. 虐待の防止



第2章で詳しく  
解説します。

# 令和4年度(2022年度)集団指導のアンケート結果から

## 【事業所からの要望】

### 検査する項目について教えてほしい

表題	リンク
指導監査とは	<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html</a> 上記リンクから「指導事項票」をダウンロードいただけます。



自主点検等にご活用ください。

# 目次

- **第1章.**  
**実地検査と監査について**
- **第2章.**  
**介護サービス事業に関する留意事項  
(検査結果等)について**
- **第3章.**  
**指定介護機関に関する留意事項  
(検査結果等)について**

# 第1章. 実地検査と監査について

よろしく  
お願い  
いたします



**【内容】**

- 1 - 1      **基本方針**
- 1 - 2      **実地検査・監査の流れ**
- 1 - 3      **実地検査の重点項目**
- 1 - 4      **監査の重点項目**
- 1 - 5      **八王子市における行政処分事例**
- 1 - 6      **業務管理体制整備に関すること**

## 1 - 1 基本方針

年度ごとに、  
検査の対象を  
八王子市が  
選定します。

### 【実地検査】

各法令等に基づき、以下の3点に主眼を置いて、定期的に実施します。

指定基準等が遵守されているか

サービスの質が確保されているか

保険給付の請求等が適正になされているか

指摘を受けた場合は、速やかに改善をお願いします。



## 1 - 1 基本方針

### 【監査】

以下の状況が疑われる場合に実施します。

重大な法令・指定基準等の違反   不適切な運営及びサービスの提供  
介護報酬の不正請求   不正の手段による指定等   高齢者虐待等

### 目的

介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持  
利用者保護

日ごろから  
適正な運営  
をお願いします。





## 1 - 1 基本方針

### 【関係法令等】

- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）  
附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有する  
ものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- 本市条例及びその他の法令等の規定

詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和5年度（2023年度）八王子市老人福祉施設等及び介護サービス事業者等実地検査等実施方針」を参照ください。

### 【場所】

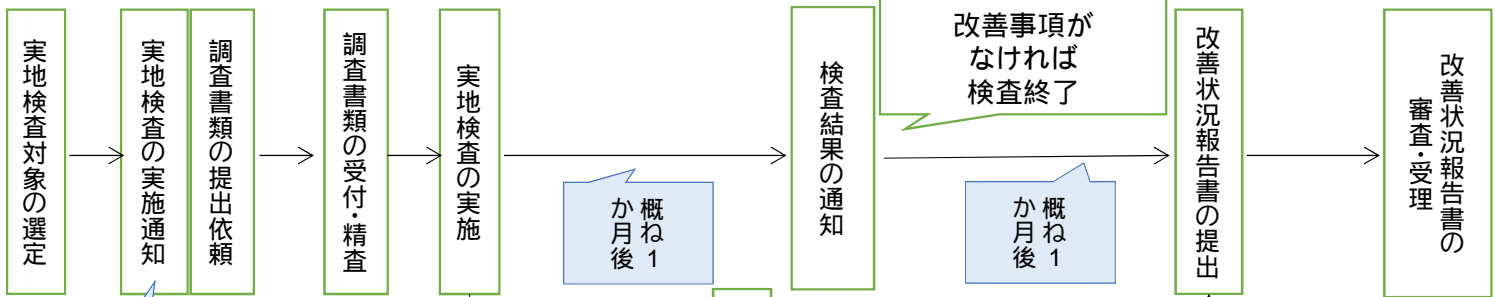
市ホームページ > 暮らしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 介護サービス事業者等の指導監査 > 集団指導（居宅介護支援）

# 実地検査

## 1 - 2 実地検査・監査の流れ

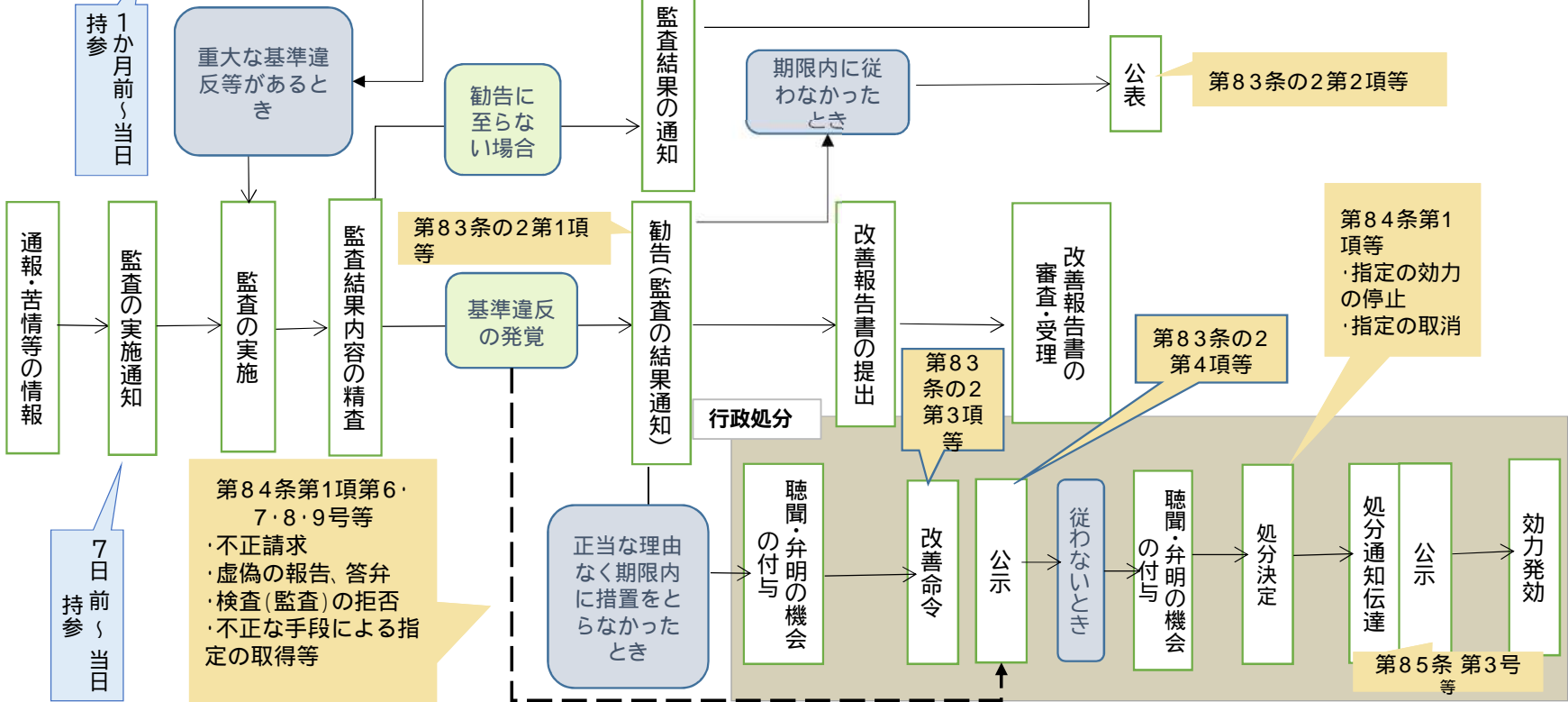
### 第1章

介護保険法第23条等



# 監査

介護保険法第83条等



## 1 - 3 実地検査の重点項目

### (1) 人員に関する基準



- ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により実施されていないか。

## 1 - 3 実地検査の重点項目

### (2) 設備及び運営に関する基準

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用及び管理しているか。
- イ 居宅サービス計画、個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則して処理されているか。
- ウ 利用申込者又はその家族に対し、サービス内容についての説明と同意は適切に行われているか。
- エ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害の防止に向けた取組が行われているか。



## 1 - 3 実地検査の重点項目

### (2) 設備及び運営に関する基準

- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒があった場合に適切な対応が行われているか。
- カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策をとっているか。
- キ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。
- ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切に行われているか。



## 1 - 3 実地検査の重点項目

### (3) 介護報酬の算定及び取扱い



介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。

## 1 - 4 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下サービス提供が行われていないか。
- (4) 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- (5) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- (6) 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。



# 1 - 5 八王子市における処分事例

虚偽報告は  
処分が重く  
なりますので  
ご注意ください。

## 1 平成28年(2016年)6月9日付け **指定取消**

(1) 対象事業所、  
処分理由

【(介護予防)訪問看護】  
… **虚偽報告**、不正な手段による指定

(2) 返還額

1,207,339円(八王子市分のみ、加算額含む)

## 2 平成28年(2016年)11月13日付け **指定取消**

(1) 対象事業所、  
処分理由

【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】  
… 人員基準違反、不正請求、**虚偽報告**、不正な手段に  
よる指定、不正不当行為、法令違反

(2) 返還額

45,769,645円(八王子市分のみ、加算額含む)





# 1 - 5 八王子市における処分事例

3 平成30年(2018年)3月15日付け **全事業所指定取消**

併設している  
同一法人の事業所全て  
が監査対象となること  
もあります。

(1) 対象事業所、  
処分理由

**ア 【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】**

…不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

**イ 【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】**

…不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

**ウ 【居宅介護支援】**

…不正不当行為、不正請求、虚偽答弁

(2) 返還額

25,075,870円(八王子市分のみ、加算額含む)



# 1 - 5 八王子市における処分事例

監査で不正が明らかになった場合、処分に加えて多大な返還額を支払う可能性があります。

## 4 令和2年(2020年)1月14日付け 全事業所指定取消

### (1) 対象事業所、処分理由

#### ア【訪問介護、第一号訪問事業】

…不正請求、虚偽報告、法令違反

#### イ【(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売】

…不正な手段による指定

#### ウ【居宅介護支援】

…職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告

### (2) 返還額

21,124,200円(八王子市分のみ、加算額含む)



# 1 - 6 業務管理体制整備に関すること

## 業務管理体制整備の内容

	事業所数 1		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者の選任			
法令遵守マニュアルの整備	×		
法令遵守に係る監査 2	×	×	

- 1 事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。  
(健康保険法の指定によるみなし事業所を除く)
- 2 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらかによる。

# 1 - 6 業務管理体制整備に関すること

## 業務管理体制の整備に関する届出先

以上で  
第一章を終了  
します。

区分	届出先
指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在の都道府県
全ての指定事業所又は施設が東京都内のみ所在する事業者	東京都
全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみ所在する事業者	八王子市



## 第2章. 介護サービス事業に関する留意事項 (検査結果等)について

基準を守って利用  
者が安心できる  
サービスを!



## 【内容】

- 2 - 1 令和4年度の検査結果の概要  
(対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))
  
- 2 - 2 文書指摘事例 ・ 口頭指導事例
  
- 2 - 3 令和6年度から義務化される事項

この章で解説する事項の根拠となる法令等の条項については、ホームページに公開している別紙【事例ごとの根拠条項】(指導監査課)参照

[市ホームページ](#)>[くらしの情報](#)>[高齢・介護・障害・生活福祉](#)>[社会福祉法人の認可等](#)・[社会福祉施設等の指導監査](#)>[介護サービス事業者等の指導監査](#)>[集団指導\(居宅介護支援\)](#)

## 2 - 1 令和4年度の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

令和4年度

		居宅介護支援	指定介護機関
対象数		127	127
実地検査数		24	16
指摘事業所数 (割合)	文書指摘(割合)	15(62.5%)	0
	口頭指導(割合)	24(100%)	0

## 2 - 2 文書指摘事例

### ア-内容及び手続の説明及び同意(契約時の説明)

#### 【法令等】

- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者が介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等
- につき説明を行い、理解を得なければならない。

#### 【指導事例】

- \* 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して ~ の事項について文書を交付して説明を行っていない。



## 2 - 2 文書指摘事例

### ア-内容及び手続の説明及び同意(契約時の説明)

【前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスの利用割合等の割合等について】

前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 % / 通所介護 % / 地域密着型通所介護 % / 福祉用具貸与 %

前6月間の作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所	%	事業所	%	事業所	%
通所介護	事業所	%	××事業所	%	〇〇事業所	%
地域密着型通所介護	事業所	%	事業所	%	××事業所	%
福祉用具貸与	××事業所	%	〇〇事業所	%	事業所	%

#### < 留意事項 >

- については、上位3位まで示すこと。
- 通所介護と地域密着型通所介護を区別して記載すること。

## 2 - 2 文書指摘事例

### イ-運営基準減算

#### 【法令等】

居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、
    - 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
    - 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
    - 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
    - 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等
- につき説明を行い、理解を得なければならない。

#### 【指導事例】

- \* 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して
  - ～ **全ての項目**について文書を交付して説明を行っていない場合に、運営基準減算をしないまま所定単位数を算定している。

## 2 - 2 文書指摘事例 イ-運営基準減算

### 【法令等】

介護支援専門員は、実施状況の把握(以下「モニタリング」)に当たっては、**特段の事情**のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

### 【指導事例】

\*少なくとも1月に1回、モニタリングを実施していない、モニタリングの結果を記録していないにも関わらず、運営基準減算をしないまま所定単位数を算定している。

「**特段の事情**」とは…

「**利用者**」の事情により、居宅を訪問し面接できない場合を指し、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。

具体的な内容を記録することにご留意ください。



## 2 - 2 文書指摘事例 イ-運営基準減算

### 【その他の運営基準減算に該当する事項】

- ・ 居宅サービス計画の作成、変更にあたり、次の場合に該当する。

ア 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。

イ サービス担当者会議の開催等を行っていない。

ウ 内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得たうえで交付していない。

- ・ 次の場合にサービス担当者会議を行っていない。

ア 居宅サービス計画を新規に作成した場合

イ 利用者が要介護区分の更新又は変更の認定を受けた場合

運営基準減算に該当する場合は、初回加算も返還の対象となります。



## 2 - 2 文書指摘事例 ウ-具体的取扱方針

### 【法令等】

居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を支援する上での課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行うこと。

- サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。担当者が参加できないやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

利用者に対するサービス担当者会議等の記録は、その完結の日から2年間保存すること。

- 利用者が医療サービス(訪問看護、通所リハビリテーションなど)を希望している場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。その場合、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

### 【指導事例】

- \*アセスメント結果の記録が残されていない。
- \*サービス担当者会議において、一部の担当者の専門的な見地からの意見を求めている。
- \*サービス担当者会議の要点又は照会内容の記録が残されていない。
- \*利用者が医療サービスを希望し、主治の医師等の意見を求めた場合において、居宅サービス計画を作成した際、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない。

## 2 - 2 文書指摘事例 Ⅰ-事故発生時の対応

### 【法令等】

事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 【指導事例】

\* 事故発生時に市に対して報告をしていない。

- ・事故発生時の対応をあらかじめ定めておくこと
- ・損害賠償保険に加入しておくか、若しくは必要な賠償資力を保持するよう努めること
- ・再発防止の対策を講じること


事故報告の詳細については、  
「事故発生時の報告について（介護保険課）」  
を参照してください。



## 2 - 2 文書指摘事例 オ-秘密保持

### 【法令等】

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、**利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意**を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。



家族代表の欄  
がないケース  
が見受けられ  
ます。

#### 【利用者】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

#### 【代理人又は代筆者】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

#### 【家族代表】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### 【指導事例】

\* 個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

## 2 - 2 文書指摘事例 カ-虐待の防止（研修の実施）

### 【法令等】

居宅介護支援事業者は、事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しなければならない。

### 【指導事例】

\* 虐待の防止のための研修を(定期的)実施していない。

- ・虐待の防止のための研修の実施は、令和3年度から義務化(八王子市は経過措置の対象外)
- ・定期的(年1回以上)に実施するとともに、新規採用時も必ず実施
- ・研修の実施内容は記録を残す





## 2 - 2 文書指摘事例 キ-退院・退所加算

### 【法令等】

利用者の退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所期間中につき1回を限度として算定する。

	退院・退所加算 イ (カンファレンス参加 無)	退院・退所加算 ロ (カンファレンス参加 有) 1回以上
( ) 連携1回	450単位	600単位
( ) 連携2回	600単位	750単位
( ) 連携3回	—	900単位

### < 留意事項 >

カンファレンス以外の方法で情報提供を受けた場合は[こちらの様式](#)(PDF版資料からリンク先に移動してください)を参考に利用者に関する必要な情報の提供を受けること。

同一日に情報提供を複数回受けた場合、複数回カンファレンスに参加した場合は**1回**とカウントする。

退院・退所後**7日以内**に情報を得た場合に算定することができる(原則は退院・退所前が望ましい)。

カンファレンスに参加した場合は上記様式ではなく、**居宅サービス計画等**に、日時、開催場所、出席者、内容の要点等を記録し、病院等から利用者に提供された文書(看護サマリー等)の写しを添付する。



## 2 - 2 文書指摘事例 キ-退院・退所加算

### 【病院又は診療所の職員と行うカンファレンスについて】

((平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3を満たすもの)

入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等(看護師、准看護師、保健師、助産師)の**他に**、

在宅療養担当機関の保険医若しくは看護師等(看護師、准看護師、保健師、助産師)

保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士

保険薬局の保険薬剤師

訪問看護ステーションの看護師等(看護師、保健師、助産師)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

介護支援専門員

相談支援専門員

上記 ~ のいずれか3者以上が参加している。

・カンファレンスに参加するのは、入院中の保険医療機関の保険医等を含めると、少なくとも4者になります。



## 2 - 2 文書指摘事例 キ-退院・退所加算

【病院又は診療所の職員と行うカンファレンスにおける参加者のカウントの仕方について】

入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等の他に、下記 ~ のいずれか3者以上が参加している

在宅療養担当機関の保険医若しくは看護師等(看護師、准看護師、保健師、助産師)

保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士

保険薬局の保険薬剤師

訪問看護ステーションの看護師等(看護師、保健師、助産師)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

介護支援専門員

相談支援専門員



Q1.入院中の保険医療機関と在宅療養担当機関の保険医が同一の場合は2者とカウントできるか？

A1.できない。

Q2. の看護師が、 の介護支援専門員を兼務している場合は2者とカウントできるか？

A2.できない。

Q3. 又は から複数名の参加があった場合の参加者はどのようにカウントするか？

A3.1者としてカウントする

## 2 - 2 文書指摘事例 キ-退院・退所加算

### 【指導事例】

病院又は診療所から利用者が退院又は退所した場合のカンファレンスにおいて、必要な職種の者が参加していない。

○病院又は診療所から利用者が退院又は退所した場合のカンファレンスにおいて、居宅サービス計画等に日時、開催場所、出席者、内容の要点等について記録していない。

### < 留意事項 >

#### (病院又は診療所以外)

退院・退所加算は、病院又は診療所の他にも、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院から退院・退所した利用者についても算定が可能。

上記施設からの退院・退所時のカンファレンスについても、当該施設の従業員、利用者又はその家族と面談することが定められている。

(病院又は診療所のカンファレンスにおける、特定の職種から3者以上の者の参加のような定めはなし)

#### (全施設共通)

退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や、居宅サービスを提供する作業療法士等もカンファレンスに参加する。

医師等との面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことは差し支えないものの、利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について同意を得る。



## 2-2 口頭指導事例

### ア-内容及び手続の説明及び同意(重要事項説明書)

#### 【法令等】

サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書を交付して説明を行い、文書により同意を得ること。

重要事項説明書には、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項（秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制及び手順等）を記載すること。

#### 【指導事例】

- \* 重要事項説明書の内容に不備がある。
  - ・事故発生時の対応(連絡・記録・賠償)がない。
  - ・苦情処理の体制及び手順が整備されていない。
  - ・通常の事業の実施地域の記載が運営規定と異なる。

## 2-2 口頭指導事例 イ-勤務体制の確保等

### 【法令等】

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。

### 【指導事例】

- ・常勤・非常勤の別が明確ではない。
- ・管理者との兼務関係が明確ではない。



・市ホームページに、参考様式を掲載しています。ぜひご活用ください。

[トップ](#) > [事業者の方へ](#) > [介護事業所・高齢者施設の開設・届出等](#) > [介護サービス・高齢者施設事業者の方へ](#) > [参考様式集約等](#) > [参考様式一覧](#)

・参考様式と同じ内容が網羅されていれば、各事業所における別の様式でも可

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ア 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画(Business Continuity Plan)とは・・・

自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画のこと。

### 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

1. 業務継続計画(BCP)の策定
2. 定期的な研修及び訓練の実施
3. 定期的なBCPの見直し



なぜ、BCPの策定が必要なのか？

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今大規模な災害の発生がみられる中、介護施設・事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要だからです。

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ア 業務継続計画（BCP）の策定

### 1. 業務継続計画（BCP）の策定

#### 主なポイント

#### 記載する項目

##### 【感染症に係るBCP】

- 平時からの備え  
(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- 初動対応
- 感染拡大防止体制の確立  
(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

##### 【災害に係るBCP】

- 平常時の対応  
(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- 緊急時の対応  
(業務継続計画(BCP)発動基準、対応体制等)
- 他施設及び地域との連携

一体的に策定することも可能



## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ア 業務継続計画（BCP）の策定

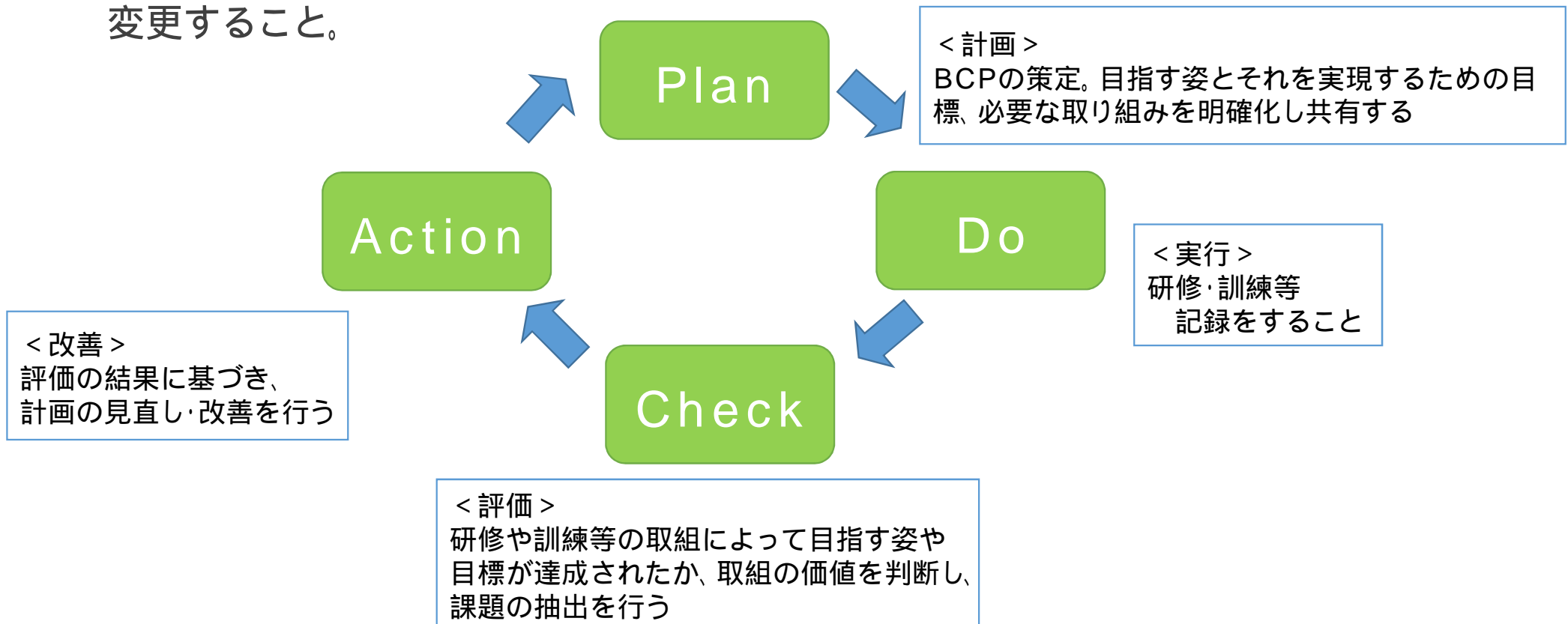
### 2. 定期的な研修及び訓練の実施

	主なポイント
研修	<p>感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。</p> <p>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、<u>新規採用時には別に実施することが望ましい。研修の実施内容は記録すること。</u></p> <p>感染症のBCPに係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止に係る研修と一体的に実施することは差し支えないこと。</p>
訓練	<p>事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を<u>定期的（年1回以上）実施すること。訓練の実施内容についても記録すること。</u></p> <p>感染症のBCPに係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することは差し支えないこと。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせること。</p>

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ア 業務継続計画（BCP）の策定

### 3. 定期的なBCPの見直し

研修や訓練での課題等も踏まえて、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更すること。



## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ア 業務継続計画（BCP）の策定

### < 参考資料・リンク集 >

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html</a>
厚生労働省	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/douga_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/douga_00002.html</a>

厚生労働省のホームページには、各サービスにおける業務継続計画の例示入りひな形や、業務継続ガイドライン、研修動画が公開されています。計画策定の際の参考にしてください。

以上で業務継続計画(BCP)についての解説を終わります。



## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項

### イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

#### 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じることが義務付けられました。

#### 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の開催
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施



#### なぜ、これらの措置が必要なのか？

高齢者や特定疾病のある方が過ごす介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると、集団発生(クラスター)となる可能性があります。

また、職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。このため、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し、適切に対応することが重要だからです。

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項

### イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

#### 1. 感染対策委員会の開催

##### 主なポイント

##### 感染対策委員会

感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましいこと。  
(「感染症対策の知識を有する者」については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。)

構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておかなければならないこと。

感染対策委員会は定期的(おおむね6月に1回以上)に開催し、その結果を従業者に周知すること。

(感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時開催すること。)

感染対策委員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は本項目の最後に案内するリンク集掲載のガイドライン等を遵守してください。

「ひとりケアマネ」の事業所は、次に説明する指針を整備することで、感染対策委員会を開催しないことも可能です。その際は、指針の整備について外部の専門家等と積極的な連携を図ってください。



## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

### 2. 指針の整備

	主なポイント
記載する項目	<p>平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。</p> <p>平常時：事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等。</p> <p>発生時：発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所・市町村等関係機関との連携、行政への報告等。</p> <p>発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと。</p>



指針の各項目の記載内容の例については、本項目の最後に案内するリンク集掲載の手引きを参照してください。

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項

### イ 感染症の防止及びまん延の防止のための措置

#### 3. 研修及び訓練の実施

##### 主なポイント

##### 研修

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うこと。

定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に実施することが望ましい。研修の内容は記録すること。

（研修の実施は、

厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うことも差し支えない。

##### 主なポイント

##### 訓練

発生時の対応について、訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。

（訓練においては、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの研修等を実施すること。）

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせること。訓練の実施内容は記録すること。

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 イ 感染症の防止及びまん延の防止のための措置

### < 参考資料・リンク集 >

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html</a>
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html</a>
厚生労働省	介護現場における感染症対策の手引き	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf</a>
厚生労働省	介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_25396.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_25396.html</a>



以上で感染症の防止  
及びまん延の防止の  
ための措置について  
の解説を終わります。



## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ウ 虐待の防止

### 虐待の発生又は再発の防止

事業者は、高齢者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、以下の虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

### 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」)を定期的を開催し、その結果を周知すること
2. 虐待防止のための指針を整備すること
3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと
4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

「虐待防止のための研修」(年1回以上 & 新規採用時)について、八王子市は令和3年度から既に義務化されています。



## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ウ 虐待の防止

### 1. 虐待防止検討委員会

#### 主なポイント

#### 虐待防止検討委員会

管理職を含む幅広い職種で構成し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。  
構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、定期的を開催すること。  
(事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。)



○ 当該委員会は、他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者との連携により行うことも可能です。

当該委員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は感染対策委員会と同様にガイドライン等(最後のページにリンクを掲載します)を遵守してください。

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ウ 虐待の防止

### 1. 虐待防止検討委員会

#### 主なポイント

#### 委員会で検討すべき内容

虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

虐待の防止のための指針の整備に関すること。

虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。

従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ウ 虐待の防止

### 1. 虐待防止検討委員会

検討して得た結果(事業所における虐待に対する体制、再発防止策)は従業者に周知徹底を図る必要があります。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個々の状況に応じて慎重に対応することが重要です。

「ひとりケアマネ」等の小規模事業所であっても、虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にし、規模の大小に関わらず、委員会・研修を定期的 to 実施してください。



## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ウ 虐待の防止

### 2. 虐待防止のための指針の整備

#### 主なポイント

#### 盛り込む項目

事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方  
虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  
虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  
虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  
虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  
成年後見制度の利用支援に関する事項  
虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  
利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  
その他虐待の防止の推進のために必要な事項

### 3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

#### 主なポイント

#### 虐待防止検討委員会

ここまでの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置すること。  
(虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。)

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ウ 虐待の防止

### 4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

#### 主なポイント

#### 運営規程に記載する項目

組織内の体制  
(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)  
虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法 等

(虐待防止に関する事項) <記載例>

第 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
  - (4) 前3号における措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。



通常、運営規程の変更については、高齢者いきいき課への届け出が必要となりますが、虐待の防止に関する事項の追加に関しては、**届け出は不要**となっています。

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ウ 虐待の防止

### < 参考資料・リンク集 >

作成	表題	リンク
厚生労働省	高齢者虐待防止の基本	<a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf</a>
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html</a>



以上で虐待防止についての解説を終わります。

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項（参考）

### 【最後に】

ア～ウの令和6年度から義務化される事項について別途注意喚起のチラシを公開しています。是非、参考にしてください。



#### < 公開場所 >

[市ホームページ](#) > [くらしの情報](#) > [高齢・介護・障害・生活福祉](#) > [社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査](#) > [介護サービス事業者等の指導監査](#) > [集団指導（居宅介護支援）](#)



## 第3章.

# 指定介護機関に関する留意事項 (検査結果等)について

### 【参考】

八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けている場合には、介護サービス事業所への実地検査だけでなく、指定介護機関への実地検査も実施します。

ご協力をお願いします。



## 文書指摘事例 「生活保護指定(介)」の標示(指定介護機関)

### 【法令等】

指定介護機関は、様式第三号(生活保護法施行規則第13条)の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。この標示の規格は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とする。

### 【指導事例】

\*「生活保護指定(介)」の標示を掲示していない。

### 【根拠法令】

生活保護法施行規則第13条  
生活保護法施行規則様式第三号(第13条関係)



生活  
保護  
指定  
(介)

# 令和5年度(2023年度) 介護サービス事業者等(居宅介護支援) に対する集団指導は以上となります。

最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答をお願いいたします。

集団指導開催期間中での回答をもちまして、受講実績とさせていただきます。

The screenshot shows the 'アンケート' (Survey) page on the '八王子市 ケア倶楽部' website. The page has a navigation bar with 'ホーム', 'お知らせ', 'アンケート', 'Q&A', and 'ユーザ設定'. Below the navigation bar, there is a search bar with the placeholder text '(キーワードを入力)'. There are two radio buttons for 'タイトルで絞り込む' and 'ステータス絞り込み'. The 'ステータス絞り込み' section has a selected radio button for 'すべて' and a dropdown menu showing '未回答のみ'. At the bottom of the search area, there are two buttons: '条件クリア' and 'Q 検索'. The page also features a '文字サイズ' (Text Size) selector with '標準' and '拡大' options.

ありがとう  
ございました。

